

日本医労連 2020 年度院内保育所実態調査結果 概要

2021 年 11 月 19 日（記者会見資料）

日本医労連 保育対策委員会

日本医労連は、毎年「院内保育所実態調査」を行っている。今回 44 都道府県 157 施設から集約した。新型コロナウイルス感染症が拡大して 1 年以上、院内保育所は、医療現場で奮闘する子育て中の医療従事者を支えてきた。今回の調査では、コロナ禍での院内保育所の実態を把握するため、設問を追加して調査を行った。その結果明らかになったことは、国からの慰労金など十分な補償もなく、賃金・労働条件も低く抑え込まれたまま、職員には負担だけが押し付けられていることである。

◆職員の半数以上が非正規職員

保育士の雇用形態は正規職員（以下：正規）が 56.5%（昨年 54.8%）、非正規職員（以下：非正規）が 43.5%（45.2%）、保育補助については正規が 16.5%（14.7%）、非正規が 83.5%（85.3%）、栄養士・調理師では正規が 37.8%（21.6%）、非正規が 62.2%（78.4%）と、保育士の約半数、保育士以外では圧倒的に非正規職員で構成されている傾向が続いている。

◆長時間労働が常態化

午前 8 時前の開園時間が 57.3%（56.1%）と早朝からの開園を実施する施設が増加している上に、開園前の延長保育も 31.2%（32.9%）で実施している。閉園後の延長保育に至っては 82.2%（78.0%）と、昨年を 4.2 ポイントも上回る結果となった。特に閉園時間後の延長保育は「お迎えがあるまで」が 60.5%（48.4%）と昨年を大きく上回る結果となっている。

時間外労働については、正規で「10 時間未満」63.6%（昨年 58.5%）が最も多いが、「10～20 時間未満」が 20.0%（昨年 15.2%）と 4.8 ポイント増加している。非正規についても「10 時間未満」が 50.0%（41.5%）と 8.5 ポイントも増加している。コロナ禍で長時間労働を余儀なくされている保護者の働き方が影響しているものと推察される。

◆処遇改善が急務

厚労省賃金構造基本統計調査（2020 年）で初任給をみると、看護師は 295,500 円（235,700 円）、保育士 237,600 円（201,200 円）、幼稚園教諭 233,900 円（196,600 円）であるが、今回の院内保育の調査では平均 170,288 円（169,705 円）で、同じ資格を持つ保育士と比較しても 67,312 円（31,000 円）もの格差がある。非正規の保育士の時間給は、平均 1,027 円（1,005 円）だが、最低額 810 円（810 円）と地域別最低賃金を下回っている施設もあり、働き続けられる賃金となっていないことが、勤続年数にも影響を及ぼしていると推察する。

保育士の正規・非正規の勤続年数はそれぞれ、「1～5 年」37.4%・45.3%、「6～10 年」25.0%・25.3%、「11～20 年」19.5%・10.0%、「20 年以上」15.1%・4.8%だった。勤続 10 年までは非正規

が正規を上回っているが、11年を超えると非正規の数は減り、20年以上勤務する非正規は5%にも満たない状況となっている。また正規についても3割を超えているのは「1～5年」、「20年以上」になると1割台となっており、勤務内容からは程遠い処遇の悪さが働き続けることを困難にしていると推測できる。専門分野の処遇改善と安全・安心の保育提供体制の拡充は、利用している医療従事者の処遇改善と併せて喫緊の課題である。

◆定員が埋まらない背景

今回の調査で前年度と大きく変化したのが、定員の充足率である。待機児童の影響「あり」と回答した施設が16.5%。「院内保育所が認可保育園に入園できなかった子の一時預かりの場になっている」ことや、「待機児童数が多く院内保育所でも定員を超え、職員が復職できない」などの事態が起こっている記述もある一方で、受入率68.1%（81.3%）で昨年より13.2%も下がっており、定員が埋まらない状況となっている。認可保育園への希望が増えているということはあるにせよ、今年度極端に受入率が減った背景には、少子化や保育の受け皿の充足と無償化、更には新型コロナの影響と医療従事者の働き方など様々な要因があると考えられる。

◆新型コロナと向き合う保育現場

コロナ禍での勤務について、「精神的負担を強いられている」と回答した施設が69.4%にもものぼった。どこまで感染対策を徹底すればいいのか終わりが分からない不安と、医療従事者の子どもを預かっていることに対する偏見があり、どこにも出かけられないストレスや、子どもや保護者のちょっとした体調変化に不安になるなど、自由記載欄から精神的に追い込まれている現状が見て取れる。身体的負担も26.8%にのぼった。また、コロナ感染拡大から1年以上経過しているにもかかわらず、いまだにマスクや衛生材料が不足していると回答している施設が1割にもものぼっている。

新型コロナによって「業務が増えた」と回答した施設は45.9%と約5割にもものぼり、その一方で一時金が削減されたところが1割となっている。削減率は平均0.6ヵ月で、1人当たり10万円程度の削減になったと考えられる。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療・介護従事者に向けた国からの慰労金については、「支給された」が41.4%に対し、「該当しない」や「申請したが支給されなかった」が合わせて33.8%にのぼった。医療従事者である保護者やその子どもと直接接する保育所職員も、医療を支える一翼を担っている。その保育所職員にも手厚い保障をするべきである。

以上のことから、医療従事者が子育てをしながら安心して働き続けるためにも院内保育所は必要不可欠であり、保育所職員が安心して働き続けるためにも、早急に賃金・労働条件を改善することが求められている。

2020年度

院内保育所実態調査結果について

2021年11月1日 日本医労連保育対策委員会

「2020年度院内保育所実態調査」結果がまとまりましたので報告します。この調査を、コロナ禍の中、医療の最前線でたたく医療従事者を支える院内保育所の役割の再評価とそこで働く保育士等の賃金・労働条件改善につなげていきたいと思えます。 * () 内数字は2019年度の結果

I. 調査概要

1. 調査目的：院内保育所の状況を把握し、院内保育所の改善・拡充の運動に活用する。
2. 調査期間：2021年3月22日～5月15日
3. 調査対象：医労連加盟組織内にある院内保育所を中心に実施。未加盟組織にも協力頂いた。
4. 調査・集計方法：日本医労連加盟組織を通じて送付し、2021年3月1日を基本に2020年4月から2021年3月の1年間の実績に基づいて記載したものを保育対策委員の協力も得て回収・集計した。
5. 集約結果：44都道府県157施設（42都道府県164施設）から集約した。回答施設の内訳として、加盟施設が117施設（119施設）、未加盟施設が40施設（45施設）だった。企業委託は67施設・42.7%（59施設・36.0%）と昨年に比べ企業委託が増えた。

II. 調査結果

1. 設置主体・運営主体

(1) 主体別

院内保育所の設置主体として最も多いのは「病院」で141施設・89.8%（147施設・89.6%）であるのに対し、運営主体別にみると「病院」は60施設・38.2%（65施設・39.6%）、「企業委託」が67施設・42.7%（59施設・36.0%）だった（図表1）。企業委託と回答した67施設の委託先は25企業（27企業）となり、（株）テノ・サポート8施設、（株）キッズコーポレーション8施設、（株）プライムツ

ーワン8施設、（株）アイグラン7施設、さくらグループ（株）4施設、アートチャイルドケア（株）3施設などだった。

また、認可外は144施設・91.7%（151施設・92.1%）、認可は9施設・5.7%（8施設・4.9%）であり、院内保育所のほとんどは認可外であることがうかがえる。

(2) 無償化

2019年10月1日からの幼児教育・保育の無償化の実施状況としては、無償化を実施している施設は90施設・57.3%（84施設・51.2%）。実施していない施設は46施設・29.3%（42施設・25.6%）だった。無回答も21施設・13.4%あった。

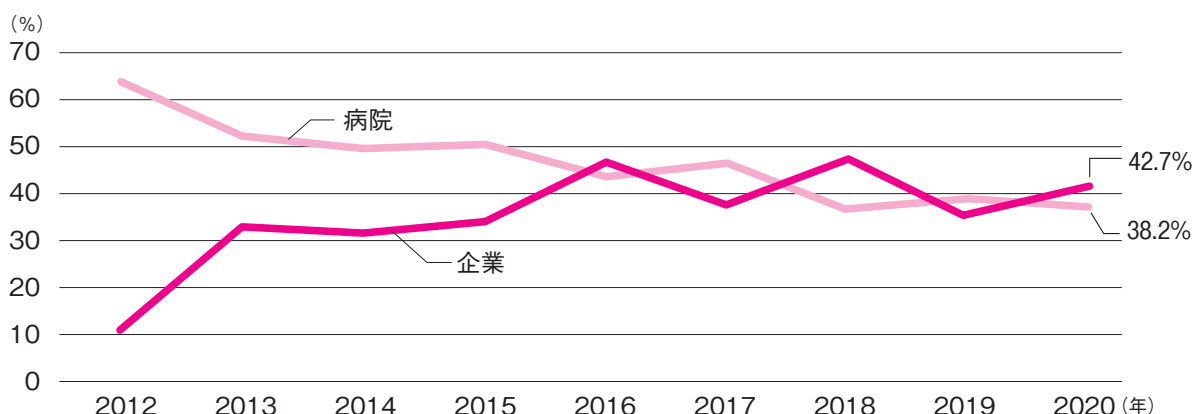
2. 賃金・労働条件

(1) 雇用形態

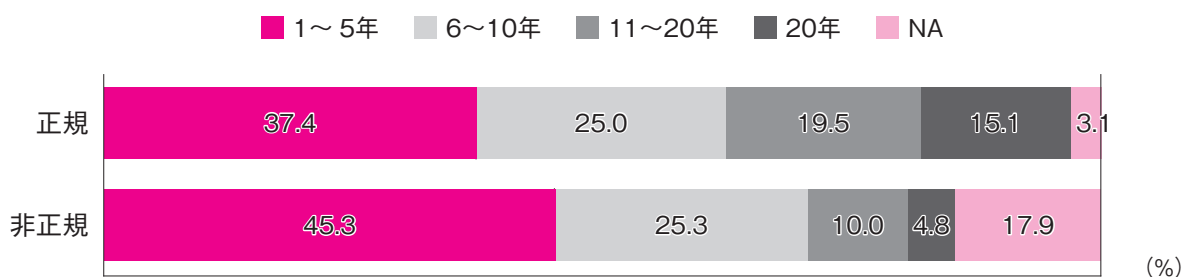
①保育士の雇用形態は正規職員（以下：正規）が56.5%（54.8%）、非正規職員（以下：非正規）が43.5%（45.2%）、保育補助においては正規が16.5%（14.7%）で、非正規が83.5%（85.3%）と大きな変化は見られない。しかし、栄養士・調理師では正規が37.8%（21.6%）で、非正規が62.2%（78.4%）と、前年度に比べ10%以上も正規が増え、比例して非正規が減るという状況が見られた。とはいえ、保育士以外では、圧倒的に非正規で構成されている傾向に変わりはなく、正規から非正規へ置き換えが進んでいることがうかがえる。

②どの職種も、短時間勤務の職員を配置し、長時間労働に対応していることがうかがえた。特に雇用形態別でみる非正規の保育士では、「30時間未満」が42.3%（40.9%）、フルタイム労働が32.2%（40.0%）にのぼった。また、「30～40時間未満」の保育士に

図表1 運営主体の推移



図表2 正規・非正規の勤続年数の比較 (保育士抜粋)



については、25.5% (19.1%) と前年より伸びている。フルタイム労働が減って、「30~40時間未満」のフルタイムに近い働き方が増えており、その背景には募集しても保育士が集まらないという現状もあるのではないかと考えられる。

(2) 勤続年数

①保育士の勤続年数については、正規・非正規の勤続年数はそれぞれ、「1~5年」が37.4% (39.3%) ・45.3% (49.6%)、「6~10年」が25.0% (24.2%) ・25.3% (28.1%)、「11~20年」で19.5% (21.7%) ・10.0% (17.9%)、「20年以上」では15.1% (14.7%) ・4.8% (4.3%) だった(図表2)。勤続10年までは非正規が正規を上回っているが、11年を超えると非正規の数は減り、20年以上勤務する非正規は5%にも満たない状況となっている。非正規で働き続けられることが困難であることがうかがえる結果となった。

②保育士以外の非正規については、保育補助では「1~5年」で69.8% (63.5%)、栄養士・調理師で60.9% (67.9%) となっているのに比べ、6年を超えると極端に減り1割台に落ちている。

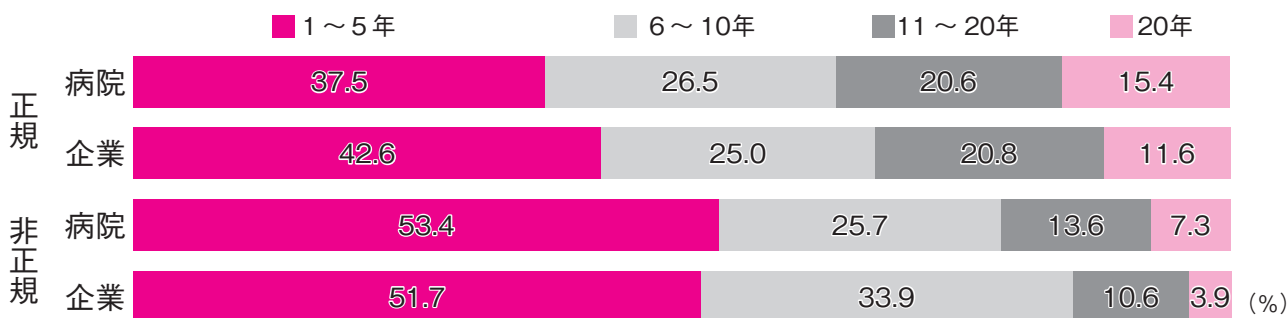
③運営主体別に保育士の勤続年数を比較したとき

に、病院と企業では「1~5年」は、企業委託が4割を超え42.6%なのに対し、病院主体は37.5%となっているが、その後企業委託は下がり続け、20年を超えると病院は15.4%、企業委託は11.6%となっている(図表3)。

(3) 賃金について

①初任給について、保育士は平均170,288円(平均169,705円)、最高額250,000円(220,000円)、最低額123,900円(115,900円)で、その差は126,100円(104,100円)となっており、昨年に比べ22,000円も格差が広がっている。保育補助者は平均150,710円(平均166,617円)、最高額163,696円(193,000円)、最低額142,000円(146,200円)で、その差は、21,696円(46,800円)だった(図表4)。非正規の保育士の時間給は、平均1,027円(平均1,005円)、最高額1,550円(1,600円)、最低額810円(810円)、保育補助者については、平均938円(平均937円)、最高額1,250円(1,100円)、最低額790円(790円)で、最低賃金については法に触れる施設もあった。保育補助含め栄養士や調理師など非正規の最低額は地域最賃Dランクに張り付いた賃金設定になっている。

図表3 運営主体別（病院・企業）の勤続年数（保育士抜粋）

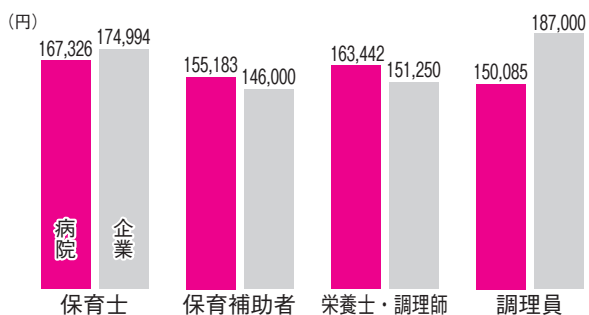


図表4 2020年初任給調査

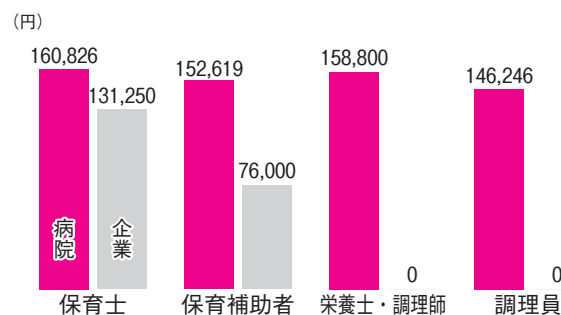
(円)

2020 正規	院内保育所調査			賃金労働条件実態調査	H32年賃金構造基本統計調査				
	保育士	保育補助	栄養士・調理師		保育士(女性)	保育士(女性)	幼稚園教諭(女性)	調理従事者(女性)	栄養士(女性)
平均	170,288	150,710	153,082	172,333	237,600	233,900	188,700	236,500	295,500
最高	250,000	163,696	180,000						
最低	123,900	142,000	133,700						

図表5 運営主体別（病院・企業）の初任給（正規）



図表6 運営主体別（病院・企業）の初任給（非正規）



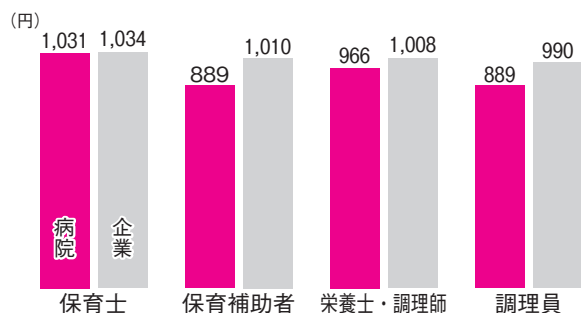
②運営主体別として、病院と企業の初任給を比較してみた。正規の保育士では、病院の平均が167,326円に対し、企業平均は174,994円と企業委託が7,668円上回り、正規の保育補助者については、病院が9,183円上回る結果となった(図表5)。非正規については、回答数は少ないものの、保育士・保育補助者ともに、初任給は病院が大きく上回る結果となった(図表6)。また、非正規の時給については、保育士、保育補助者、栄養士・調理師、調理員の全ての職種で、企業委託が病院の時給を上回っており、調理員以外は時給1,000円を超えているという

のが特徴となっている(図表7)。非正規が主流となってくる中で、全体の人件費を抑えながら人員を確保するために、時給を引き上げているのではないかと推測できる。

③手当について、資格手当「有」については、正規で61.7%、非正規で46.5%の支給状況であった。通勤手当「有」は、正規で95.7%、非正規で91.6%と、ほとんどの施設で支給されている。

早出手当や遅出手当は手当「無」が半数を超え、夜勤・当直手当「有」については、対象外と無回答を除いた93施設のうち、正規で67.7%、対象外と無

図表7 運営主体別（病院・企業）の時給（非正規）



回答を除いた86施設のうち非正規で55.8%だった。休日出勤手当について「有」は、対象外と無回答を除いた105施設・95施設のうち、正規で61.0%、非正規で58.9%だった。その他の手当として特徴的なものは、役職手当はもちろんのこと、皆勤手当、母子手当、奨学金返済補助、被服費などがあつた。

(4) 健康診断について

正規・非正規の健康診断については、「有」が98.6%・92.4% (90.2%・82.9%) だったのに対し、「人間ドック」については、「有」が13.5%・14.5% (18.9%・14.0%) で、2割に届かない状況となっている。

(5) 就業規則・退職金制度の有無

①就業規則「有」は正規で133施設・95.0% (90.2%)、「無」と回答した施設が4施設、「不明」が1施設で合わせて5施設・3.6%あつた。非正規については、「有」が132施設・92.3% (86.0%)、「無」が4施設、「不明」が2施設で計6施設4.2%だった。

②退職金制度の有無については、正規で「有」73.6% (70.1%)、「無」23.6% (17.7%) だったのに対し、非正規では「有」11.9% (9.1%)、「無」74.1% (64.4%) だった。

③就業規則および退職金制度において、いずれも対象外（該当者なし）が正規で17施設、非正規で14施設あつた。日常的に雇用する労働者が10人未満の施設では、就業規則の作成や届出義務が課されていないことが背景にあると思われる。しかし、少人数の職場だとルールの運用が曖昧になることも多いため、就業規則を作成することで、基本的な労働条件や服務規律等が明確になり、ひいてはトラブルを防止し、労働者が安心して働ける環境を整えることにつながっていく。たとえ作成義務がなくとも、就業規則を作成させる取り組みも必要である。

(6) 非正規の公的保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入状況

非正規の公的保険について、健康保険加入率が98.6% (71.3%)、厚生年金加入率72.9% (66.5%)、雇用保険加入率81.9% (75.0%) だった。

保育士だけで比較してみると、「週30時間以上40時間未満」の職員がいる62施設では、健康保険加入率が88.7% (88.5%)、厚生年金保険加入率は83.9% (82.0%)、雇用保険加入率が91.9% (86.9%) だったのに対し、「週30時間未満」の職員がいる96施設については、健康保険加入率が75.0% (74.7%)、厚生年金保険加入率は68.8% (69.7%)、雇用保険加入率が83.3% (78.8%) だった。

(7) 処遇について

①年休の取得状況については、正規で「1日程度/1カ月」67.1% (22.0%)、「1日程度/2カ月」22.9% (7.3%)、「1日程度/3カ月」2.1% (4.3%)、「ほとんど取れない」2.9% (3.0%) だった。

非正規では、「1日程度/1カ月」65.5% (12.2%)、「1日程度/2カ月」14.8% (6.7%)、「1日程度/3カ月」6.3% (3.7%)、「ほとんど取れない」2.1% (1.2%) であり、取得状況は正規と変わらない結果だった。ただし、正規・非正規とも施設単位調査のため個人の取得状況は不明である。

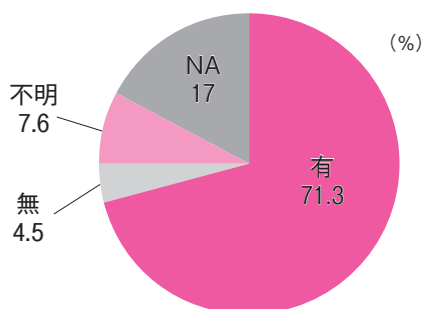
②時間外労働（2021年2月）については、正規で「10時間未満」63.6% (58.5%) が最も多く、次いで「10～20時間未満」20.0% (15.2%)、「無」10.0% (7.3%) と続いた。「20～30時間未満」「30時間以上」を合わせると2.8% (4.2%) だった。

非正規についても、「10時間未満」が50.0% (41.5%) で、「無」が38.7% (30.5%) だった。中には、非正規であっても10～30時間以上の時間外労働を行わせている施設が4.9% (4.8%) あつた。保育士の時間外労働の背景には、利用者である看護師等の時間外労働が大きく影響しているといえる。

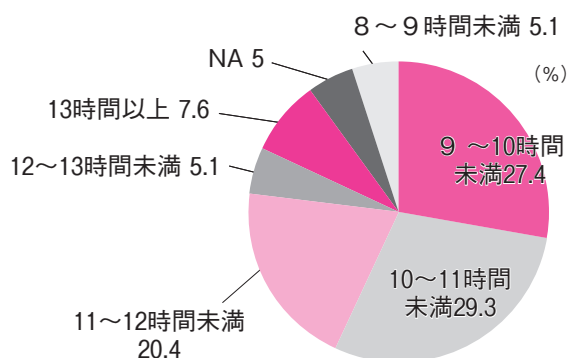
③時間外労働の支払いについて、正規で「有」89.3% (85.4%)、「無」5.7% (2.4%)、「一部有」2.1% (0.6%) だった。非正規では、「有」80.1% (79.3%)、「無」13.5% (5.5%)、「一部有」0.7% (0.0%) だった。

④休憩時間および休憩の取り方について、正規で「児童と別に取れる」は62.1% (55.5%)、「児童と一緒に取る」は32.1% (26.8%) だった。取得時間については、「規定の時間取得」「ほぼ9割取

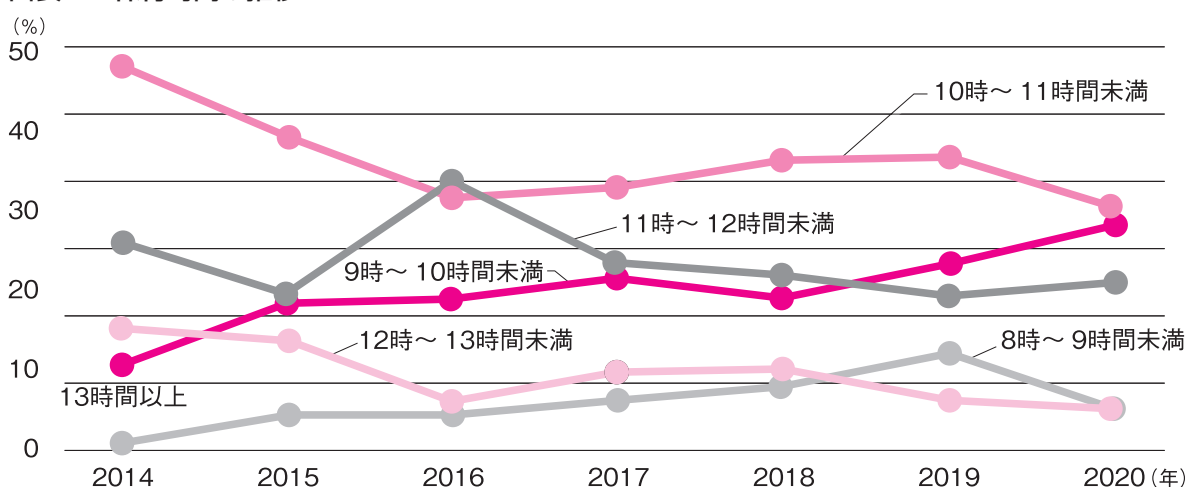
図表8 36協定の締結



図表9 保育時間



図表10 保育時間の推移



得」を合わせると62.8% (58.5%) だった。

9割以上休憩が取得できている施設のうち、「児童とは別に取れる」が正規で73.9%、非正規で75.5%と同様の傾向が見られた。

⑤生理休暇については、正規で「有」67.1%、非正規で45.8%、「無」が正規で17.9%、非正規で32.4%であり、特に非正規では生理休暇がない施設が多い状況にあることがうかがえる。不合理な待遇格差であれば早急な改善が求められる。

⑥賃金表の有無について、正規・非正規で「有」は、61.4%・55.6% (56.7%・46.3%)、「なし」は、19.3%・21.8% (11.0%・14.6%) だった。

3. 36協定について

36協定の締結「有」71.3% (75.6%)、「無」4.5% (2.4%)、「不明」が7.6% (10.4%) だった(図表8)。先に示した時間外労働があると回答した121施設(正規)の中で、36協定の締結を「無」または「不明」と回答している施設が14施設・11.6%あっ

た。

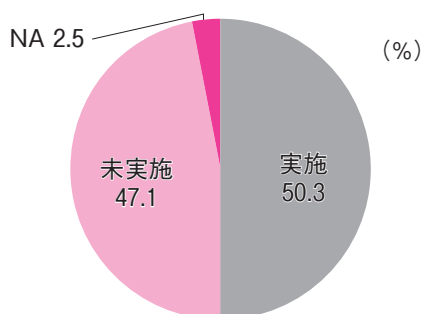
4. 保育内容

(1) 保育時間について

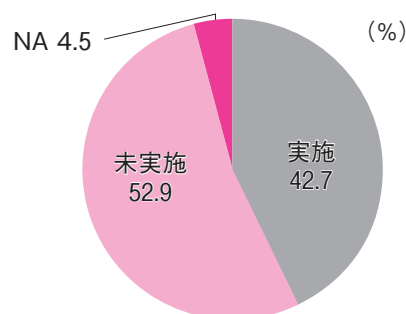
①主たる開園時間は、「7時~7時59分」が最も多く57.3% (56.1%)、次いで「8時~8時59分」36.9% (41.5%) だった。主たる閉園時間は、「18時~18時59分」61.8% (56.1%) と最も多く、次いで「19時~19時59分」19.1% (18.3%)、「16時30分~17時59分」11.5% (14.6%) と続いた。「20時以降」も7.0% (7.9%) あった。8時前の開園時間の施設はいまだ6割弱にのぼり、閉園時間が18時以降の施設も87.9% (82.3%) にのぼった。

②保育時間については、「10~11時間未満」が29.3% (35.4%) と前年に比べ下がっているものの最も多く、次いで「9~10時間未満」27.4% (22.6%)、「11~12時間未満」20.4% (18.9%) とそれぞれ若干ではあるが増えている。さらに、「8~9時間未満」は5.1% (11.6%) と大きく減り、「12~13

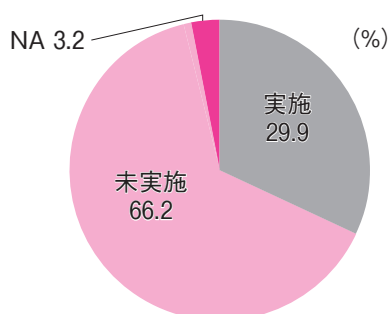
図表11 日曜・祝日保育



図表12 夜間保育



図表13 24時間保育



時間未満」5.1% (6.1%)と、わずかではあるが減っている。また、今回13時間以上が7.6% (3.0%)と前回に比べ倍以上増えている(図表9)。「8～9時間未満」の保育時間が減る中で、「9～11時間未満」で6割を占める状況となっている(図表10)。

(2) 延長保育について

①開園前保育については、「無」が65.6% (62.2%)、「有」31.2% (32.9%)だった。開園前「有」の49施設のうち、「30分前」が51.0% (40.7%)と最も多く、「1時間前」22.4% (18.5%)、「1時間30分前」8.2% (14.8%)、「2時間以上」2.0% (1.9%)、「3時間以上」8.2%だった。

②開園後保育・延長保育については、「無」が16.6% (20.1%)、「有」が82.2% (78.0%)と、開園前とは真逆の数値となった。閉園後保育の・延長保育「有」の施設では、最も多い回答が「お迎えがあるまで」の60.5% (48.4%)、次いで「1時間」14.7% (14.1%)、「2時間」3.9% (8.6%)と続いた。今回「お迎えがあるまで」が6割を超えた。コロナが影響しているかは不明だが、2018年度38.8%、2019年度48.4%、2020年度60.5%と増えてきており、利用者である医療従事者の働き方が大きく影響していることはいうまでもない。

(3) 休日保育について

①土曜保育については、「全日」77.7% (78.0%)、「半日」14.0% (8.5%)、「未実施」14.0% (15.9%)で、8割以上が土曜保育を実施している。「未実施」と回答している施設のほとんどは、公立・公的病院の施設である。

利用料金としては、半日の場合1回の平均額は638円、全日で728円となった。

②日曜・祝日保育については、「実施」50.3% (52.4%)、「未実施」47.1% (47.0%)であり、ここでも5割を超えて開園している状況がうかがえる(図表11)。利用者である医療従事者の勤務状況に合わせた働き方となっている。1回の利用料金の平均額は819円となった。

(4) 夜間保育について

「実施」は42.7% (45.1%)、「未実施」は52.9% (52.4%)で(図表12)、実施している67施設のうち、以前より実施している施設は57施設85.1%で、2020年度実施を開始した施設が1施設あった。また、2020年度に実施の要請があった施設はなかった。1回の利用料金の平均額は1,070円となった。

(5) 24時間保育について

24時間保育については、「実施」29.9% (29.9%)と昨年と同率の結果であった(図表13)。その回数は、月平均で7.9回、毎日実施している施設もあった。1回の利用料金の平均額は1,316円となった。

(6) 病児保育等について

病児保育の「実施」12.7% (12.2%)、病後児保育の「実施」10.8% (12.2%)と実施施設が減る傾向にある。両方実施している施設は、全体の8.2% (6.1%)だった。

病児保育の1回の利用料金の平均額は1,570円、病後児保育の1回の利用料金の平均額は1,234円となった。

(7) 一般患者受診時の一時預かり

病院を受診する際に、子どもを預ける場所がない患者さんのために、受診時の一時預かりを実施しているかどうかの設問に対し、「有」5.1% (21.3%)、「無」79.0% (59.1%) だった。「有」が大きく減っており、コロナの影響で、一時預かりを控えたところがあるのではないかと推測できる。

(8) 園児数について (2021年3月1日時点)

① 定員数については、回答のあった中では、「20~29人」の施設が23.0% (23.9%) で最も多く、次いで「30~39人」が22.3% (26.8%)、「10~19人」が19.4% (17.4%)、「40~49人」が12.9%の順で多く、「1~9人」の施設は2.2%だった。その一方、実際の受け入れ園児数では、「10~19人」の施設が26.6%と最も多く、次いで「1~9人」の施設では21.6%、「20~29人」が18.7%、「30~39人」が16.5%と、定数とは真逆の結果となった。

園児数については、定員平均が34人で、実際の受け入れ園児数の平均が23人となっている。回答施設の定員総数は139施設・4,771人 (164施設・4,475人)、実際の受け入れ園児総数139施設・3,248人 (3,637人)、受入率68.1% (81.3%) で昨年より13.2%も下がっている。回答数が昨年より25施設減っているのに、定員総数は昨年より多く、一方で実際の受け入れ園児数は激減している。待機児童問題が叫ばれる中で、院内保育所では定員が埋まらない状況となっている。

② 「職員の子」でみると「1歳」18.8%・898人 (23.8%・1,067人) と最も多く、次いで「2歳」15.9%・760人 (18.7%・839人)、「0歳」10.9%・520人 (12.1%・540人)、「3歳」9.1%・436人 (10.8%・482人) の順で、昨年と同様の順位となった。夜間については、「2歳」から増え続け、「1歳」、「5歳以上」の順に多くを占めた。

院内保育所の低年齢化の現状はこれまでと変わらない。「0歳」が1割あるというところから推測して、職場の人員不足により、利用者である医療従事者が1年未満で職場復帰している現状がうかがえる。育休制度はあっても、その育休を十分に使える現場の状況にはなっていない。

(9) 給食・おやつの実施

「給食の実施」は「有 (保育所内・病院内・業者)」92.4% (91.5%) で、「有 (保育所内)」は52.9% (50.0%)、「有 (業者)」20.4% (23.2%)、

「有 (病院内)」19.1% (18.3%) だった。「おやつの実施」は「有 (保育所内・病院内・業者)」96.2% (95.1%) で、「有 (保育所内)」が89.2% (84.8%)、「有 (業者)」3.8% (5.5%)、「有 (病院内)」が3.2% (4.9%) だった。

(10) 避難訓練の実施

自然災害が頻発し多くの尊い命が失われている。特に登園時になんらかの災害が起きた場合の訓練がどの程度行われているか設問した。

避難訓練の実施状況について、「有 (マニュアル有)」136施設・86.6% (139施設・84.8%)、「有 (マニュアル無)」11施設・7.0% (17施設・10.4%)、「無」2施設・1.3% (3施設・1.8%) という結果だった。年間の実施回数の平均は12回 (11.6回) で、多いところでは、1カ月に2回実施している施設もあった。マニュアル有・無に関係なく避難訓練「有」の147施設で月1回以上実施している所は106施設・72.1%だった。

(11) 配慮が必要な園児について

① 配慮の必要な園児の有無について「有」43.9% (37.8%)、「無」49.7% (56.1%) だった。

② その対応 (複数回答可) としては、「職員間での話し合い」が53.5% (38.4%)、「保護者との面談や対話」44.6% (32.3%)、「自治体の専門機関と連携」17.2% (8.5%)、「専門職員による巡回と相談」12.7% (12.8%) の順だった。コロナ禍も影響してか、話し合いや面談、自治体との連携が増えている。子どもをめぐる状況など総合的に判断して対応にあたっていることがうかがえる。

(12) 研修等 (複数回答可) について

① 職員が受講している研修について、最も多かったのは「自治体主催」57.3% (62.8%)、次いで「保育団体主催」35.0% (41.5%)、「病院主催」29.3% (26.8%)、「企業主催」26.8% (28.7%) だった。

② 受講に対する要望「どんな研修に行きたいか」では、「子どもの発達」が63.7%、「保育実技」が45.2%、「要支援児の対応」が38.9%となり、専門的な研修を希望する回答が多くあった。

(13) 認可保育園との差

認可保育園との差について感じたことがあるかの問いに対し、「有」52.2% (54.9%)、「無」25.5% (29.3%) だった。

不満に感じていることの多くは、保育士の処遇改



善手当がなく、キャリアアップ等、保育専門職の評価を得られないことや、保育教材や環境整備にかけられる助成金に差があること、研修の案内が少ないことが自由記載に挙げられていた。また、コロナ関連では、マスク・消毒等の配布で自治体からの対応の差を感じていた。

5. 保育委員会・保育連絡会

①保育運営委員会が「有」は64.3% (58.5%) で、そのうち、委員会の構成団体（複数回答可）として「労働組合」は20.4% (27.0%) だった。最も多い構成では、「経営者」「保護者」「保育士」の3者だった。委員会の「開催状況」については不明・無回答を除いた96施設のうち、「定期」で実施している施設は71.9%、「不定期」開催は21.9%、「未開催」6.3%だった。

②保護者会については、不明・無回答を除いた97施設のうち、「定期」で実施している施設は46.4%、「不定期」開催は16.5%、「未開催」37.1%だった。

③保育連絡会は、不明・無回答を除いた109施設のうち、「あり」が13.7%、「なし」86.2%だった。

また、院内保育所の課題について自治体と交渉をしているかの問いに対し、不明・無回答を除いた56施設のうち、交渉「有（参加）」16.1%、「有（不参加）」は12.5%、「無」は71.4%だった。

6. 制度変更による変化

①子ども子育て新制度への移行について、不明・無回答を除いた73施設のうち、「移行済」19.2%、「移行検討」が0%、「移行予定なし」80.8%だった。

②企業主導型保育事業の移行については、不明・無回答を除いた80施設のうち、「移行済」は7.5%、「検討中」が7.5%、「移行予定なし」は85.0%だった。

7. 待機児童問題について

待機児童の影響について、不明・無回答を除いた127施設のうち、「有」は16.5%だった。具体的な影響についての記載では、「認可保育園に入園できなかった子の一時預かりの場になっており落ち着かない」「認可保育園に入れず引き続き院内保育所に在籍のため人数が増加しスペース体制が厳しい」「希望するところに入れず、育休・産休後の職場復

帰が延期」「兄弟で別々の保育園に入園することもある」などの声があった。

8. 保育所運営費について

「病院内保育所（地域医療介護総合確保基金—都道府県）による助成金」が19.7%、「事業所内保育事業（新制度の給付対象—市町村認可事業）による給付金」が4.5%、「事業所内保育施設設置（都道府県労働局）による助成金」が4.5%、「企業主導型保育事業（仕事・子育て両立支援事業）による助成金」が0%だった。

（1）地域医療介護総合確保基金の活用

①院内保育所補助申請について、不明・無回答を除いた72施設のうち、「有」51.4%、「無」48.6%だった。

②「24時間保育加算」の申請について、不明・無回答を除いた69施設のうち「有」は21.7%、「病児保育加算」の申請について不明・無回答を除いた69施設のうち「有」は2.9%、「緊急一時保育加算」の申請について不明・無回答を除いた72施設のうち「有」は4.2%、「児童保育加算」の申請について不明・無回答を除いた69施設のうち「有」は1.4%、「休日保育加算」申請について不明・無回答を除いた72施設のうち「有」は30.6%だった。

③補助金の減額について、不明・無回答を除いた59施設のうち「有」は5.1%だった。

④自治体からの補助について、「県単補助」は、不明・無回答を除いた62施設のうち「有」は32.3%だった。一方、「市町村単補助」は不明・無回答を除いた65施設のうち「有」33.8%だった。

⑤自治体以外については、不明・無回答を除いた63施設のうち、「社会福祉協議会」は「有」1.6%、不明・無回答を除いた63施設のうち「こども未来財団」は「有」1.6%だった

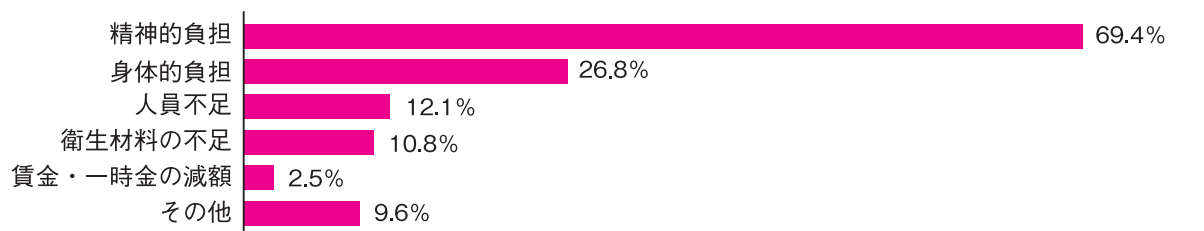
⑥病院の運営費負担については、不明・無回答を除いた76施設のうち、「有」が90.8%だった。

⑦補助金や運営費について、現場の保育士がかかわっていないところも多く、そのため不明・無回答が半数に及んでおり、参考値として記載している。

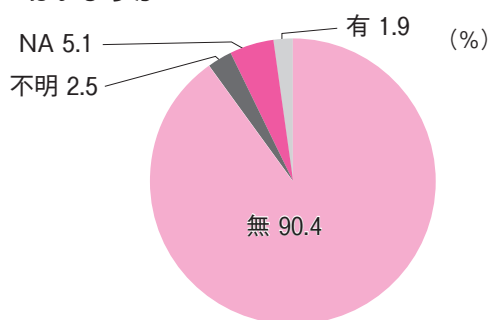
9. 新型コロナについて

新型コロナの感染が拡大する中で、保育現場の実態を把握するため、今回設問項目を追加して調査を行った。

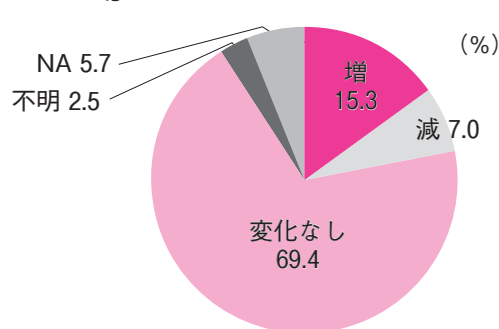
図表14 コロナ禍での勤務について施設でどのような負担が生じていますか（複数回答）



図表15 新型コロナの影響から離職した職員はいますか



図表16 2019年度と比較し離職は増えましたか



①コロナ禍の勤務でどのような負担が生じているか（複数回答可）について、「精神的負担」が109施設・69.4%と最も多く、次いで「身体的負担」が42施設・26.8%、「人員不足」が19施設・12.1%、「衛生資材の不足」17施設・10.8%、「賃金・一時金の減額」4施設・2.5%だった（図表14）。

②新型コロナの影響で離職した職員の有無について、「有」は3施設・1.9%に留まった（図表15）。その一方で、2019年度と比較して離職者は増えたかの問いに対し、「増」は24施設・15.3%、「減」は11施設・7.0%、「変化なし」は109施設・69.4%だった（図表16）。

コロナを理由に離職した職員がいる施設は少ないが、コロナ前に比べて離職者が増えている施設があり、退職に対しコロナがなんらかの影響を与えているとも考えられる。

③一斉休校や退職などにより人員体制の変更があったかについて、「有」は13施設・8.3%だった。

④新型コロナの影響でどのようなことが起きたかについて、「業務負担の増加」が72施設・45.9%と最も多く、次いで「その他」27施設・17.2%「残業の増加」11施設・7.0%の順だった（図表17）。

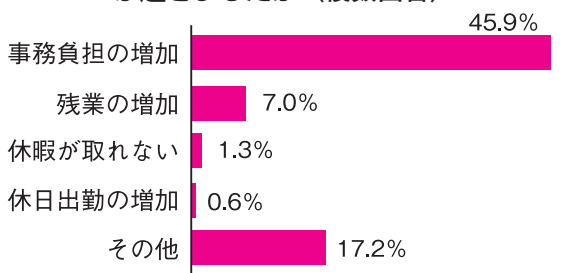
⑤コロナ前（2019年度）と比較した一時金（ボーナ

ス）支給について、「昨年と同率」が最も多く、102施設・65.0%、次いで「昨年より減った」が16施設・10.2%と1割を超え、「昨年より増えた」が14施設・8.9%だった。削減率の平均は0.6カ月で、最高は1カ月、最低は0.05カ月であり、平均賃金から計算して1人あたり平均10万円ほどの削減になっていると考えられる。

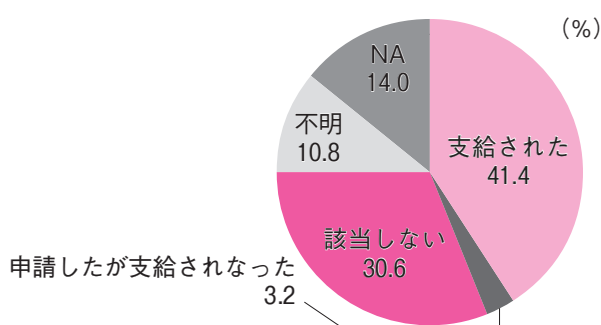
⑥令和2（2020）年度2次補正予算で成立した新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で医療・介護従事者に向けた慰労金が国から支給された。院内保育所の職員も業務によって病院に出入りがあり、陽性者との接触の機会がある職種であるため、その慰労金について申請や支給の有無について調査した結果、「支給された」が65施設・41.4%と最も多く、次いで「該当しない」48施設・30.6%、「申請したが支給されなかった」が5施設・3.2%あった。この設問については不明・無回答合わせると39施設・24.8%あり（図表18）、慰労金制度そのものが、院内保育所には無関係と思っている施設があったのではないかと考えられる。慰労金支給額の平均は、13.5万円と最高は20万円、最低は5万円となっている。

⑦自治体独自に慰労金を支給しているところがあっ

図表17 新型コロナの影響でどのようなことが起きましたか（複数回答）



図表18 国からの慰労金支給について



たため、支給の有無について調査した。やはり不明・無回答・その他で3割を超える状況であったが、その中で、「支給された」が23施設・14.6%、「申請したが支給されなかった」が4施設・2.5%あった。「制度がない」は28施設・17.8%、「該当しない」35施設・22.3%となった。自治体の慰労金支給額は平均で5.2万円、最高は20万円、最低は1万円だった。

Ⅲ. 結果の特徴と今後の課題

1. はじめに

今回の調査は、新型コロナの感染拡大から1年が経過する中で実施した。いまだ収束の兆しが見えない新型コロナとのたたかいは、その最前線で奮闘する医療従事者のみならず、それを支える院内保育所で勤務するすべての職員も同じである。いつ自身や園児が感染するかもしれないという不安と、1年半以上も続く精神的・身体的負担はピークに達している。院内保育所といいながら、慰労金やワクチンの先行接種で対象外とするような差別的な対応をするところもある。そうした現場の実態をつかむため、

今回の調査には新型コロナに関する設問を加えた。国民のいのちと健康を守るために、医療現場で働く医療従事者の処遇を叫ぶならば、その医療従事者が安心して働き続けられるために、それを支える院内保育所の役割にも、もっと目を向けるべきである。

今回の集約数は、前回の過去最高（164施設）を超えることはできなかったが、それでもこのコロナ禍の大変な状況の中で、近年では多い157施設から回答をいただいたことに心から感謝を述べたい。また、この間、未加盟施設からの回答も増えてきている。調査票を個別に郵送し、結果をしっかりとお返ししていることが、つながりを確実にしているといえる。こうしたつながりを組織拡大にもつなげていきたい。

2. 待機児童問題

2020年の国の待機児童数は、12,439人となっており、子育て家庭における仕事と家庭の両立、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は喫緊の課題である。しかし政府は、待機児童問題については先延ばしを続け、子育て安心プランでは、2020年度末までに、約32万人の受け皿を整備して待機児童ゼロにしようと言っていたが、今度は新子育て安心プランを作成し、2021年から2025年までの5年間で約14万人の受け皿を確保するとした。

今回の調査でも、待機児童の影響「有」と回答した施設が16.5%あった。「院内保育所が認可保育園に入園できなかった子の一時預かりの場になっている」ことや、「待機児童数が多く院内保育所でも定員を超え、職員が復職できない」などの事態が起きているとの記述もあった。

院内保育所の受け入れ状況について、定員に対する受入率は68.1%（81.3%）で昨年より13.2%も下がっており、定員が埋まらない状況となっている。「認可保育園に入園できなかった子どもの一時預かりの場」という記述があったように、認可保育園への希望が増えているということはあるにせよ、今年度極端に受入率が減った背景には、少子化や保育の受け皿の充足と無償化、さらには新型コロナの影響と医療従事者の働き方などさまざまな要因があると考えられ、今後も注視していきたい。

3. 取り残されたままの処遇改善

国は、保育士不足解消のためには処遇改善が欠か

せないとして、2017度からは、保育士等のキャリアアップ枠の新設とそれにとまなう「技能・経験に応じた処遇改善」を実施した。2019年4月からは、消費税を財源として、さらに1%（月3,000円相当）の賃上げ政策が行われている。しかし、まだまだ賃金が安いという点に、仕事が多く長時間労働ということで、定着にはほど遠い状況となっていることも事実である。認可外の院内保育所においては、この制度も対象外となっている。それが認可保育園との格差にもつながっていることが、自由記載の中にも多く記されており、働き続けることを困難にしている現状が見てとれた。

次に、国が保育士不足を解消できないまま打ち出したのが、保育士配置基準の規制緩和だ。朝夕など子どもが少ない時間帯の保育士の配置について、従来の配置基準では、開園時間は最低2人の保育士の配置が必要と定められていたが、規制緩和により朝夕の子どもが少ない時間帯に限り、必ずしも保育士2人ではなく1人は子育て支援員に代替できるようになった。その中には、看護師・准看護師・保健師の活用も含まれており、「保育所などにおける保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例」では、看護師・准看護師・保健師を、保育現場の一員として配置できるように緩和した。これらの職種が、保育士と同等の役割を果たせるとして、乳児を4人以上保育する施設を対象に、1人に限り保育士1人の配置とみなすことができるとしている。

今回の規制緩和は、待機児童解消の問題が前提にあり、そのためには保育士確保が喫緊の課題として打ち出されている。しかし、保育士確保のための根本的な解決方法は、長時間労働の解消と仕事に見合った処遇改善や配置基準の引き上げである。そして、「無償化」とも合わせ、子どもたちの健やかな育ちのために、保育の機会を平等に保障することに早急に取り組むことである。

4. 長時間労働が常態化

午前8時前の開園時間は57.3%と半数の施設が実施している。それよりも早い開園前の延長保育も31.2%（32.9%）で実施され、閉園後の延長保育に至っては82.2%（78.0%）にもなっている。特に閉園時間後の延長保育は「お迎えがあるまで」が60.4%（48.4%）と6割を超えている。院内保育所は、医療・介護従事者の子どもを主に預かっており、その

利用者の働き方に大きく左右されている。今回、「お迎えがあるまで」が昨年より10%以上も増えている背景には、医療従事者の働き方が過酷を極めていることが推測できる。

依然として通常の保育時間は、10～11時間未満が最も多く29.3%（35.4%）だった。利用者である医療・介護・福祉労働者の長時間労働の影響を受けて保育時間も長時間化しており、開園・閉園時間などはあっていないようなものになっている。

また、土曜保育は8割を超えて実施され、日・祝日保育も5割を超える施設で実施されている。看護職員の夜間勤務の負担軽減の評価の中に夜間保育所の設置が含まれたことにより、夜間保育は約4割、24時間保育も約3割で実施されている。夜間も子どもを預けられる院内保育所になったことで、看護師に至っては病院から夜勤を強要されるなどの報告もある。看護師確保策、夜間勤務負担軽減策として実施されているが、その一方で、看護師の長時間労働に拍車をかけ、子どもの在園時間、保育士の労働時間を引き延ばすことにもつながっている。

医師・看護師・介護職の大幅増員と夜勤改善と合わせ、そして院内保育所で働くすべての職員の処遇改善を一体のものとしてとらえ、国に対し抜本的な施策を求めていく必要がある。

5. 専門職としての処遇改善が急務

院内保育の大きな特徴の1つは、ゼロ歳児から学童までという園児の年齢層の幅広さと、「0～2歳」までの低年齢児が多いという点である。厚労省の保育施設の現況調査（平成30年度末：「0～2歳」認可園で42%、認可外で59%／令和2年4月保育所利用率：「0～2歳」39.7%）と比較しても、院内保育所の「0～2歳」利用率は54.6%（66.3%）と半分を占めており、低年齢化している現状が浮き彫りになった。この背景には利用者である医療従事者が1年未満で職場復帰せざるを得ない現状と、ゼロ歳児からでない保育園に入園できない実情がある。多様な発達段階にある園児に加え、そこに感染防止対策まで加わり、現場は人手不足に拍車をかけていると推測される。

低年齢化や長時間労働の常態化とともに、低賃金とそれに伴う人員不足は待ったなしの課題である。厚労省賃金構造基本統計調査（2020年）で初任給をみると、看護師は295,500円（235,700円）、保育士



237,600円(201,200円)、幼稚園教諭233,900円(196,600円)であるが、今回の院内保育の調査では保育士170,288円(169,705円)で、同じ資格を持つ保育士と比較しても67,312円(31,000円)もの格差があり、看護師との差は125,212円(65,000円)にもものぼる。さらに非正規保育士になれば、今回の調査の初任給平均は155,029円(130,902円)で、厚労省が示す保育士との賃金差は82,571円(70,000円)となっている。

日本医労連が実施した「2021年春闘働くみんなの要求アンケート」で、院内保育士含む保育士452人(404人)の回答では、生活実感として「かなり苦しい・やや苦しい」が50.0%(57.0%)だった。また、同調査での「賃金の不足額」は、5万円との回答が30.0%(30.0%)を占めた。

低賃金の背景に非正規職員の多さがある。今や職場の約半数が非正規というところも少なくない。保育士の非正規職員の勤続年数は「1～5年」が45.3%(49.6%)と半数であるのに対し「6～10年」になると25.3%(28.1%)と3割を切っている。下がる傾向は正規も同じではあるが、下がり幅は非正規が大きく、20年以上になると正規が15.1%に対し、非正規は4.8%となっている。専門職としての勤務内容からはほど遠い処遇の悪さが働き続けることを困難にしていると推測できる。職場内点検を行い、不合理な格差については是正をさせ、均等待遇を実現させていくことも必要である。

保育の質を確保し向上させていくためには、専門職としての教育・研修の保障はもちろん、保育士等の賃金・労働条件の改善が急務である。特に認可保育園との格差を埋めることは喫緊の課題である。自由記載にも、「自治体からの優遇が少ない」「補助金が少ない」「処遇改善手当がない」「研修会が少ない」「施設環境の不備」「退職金がない」など多くの不満の声が挙げられていた。さらに、認可外の施設が認可保育園の調整弁にされている状況もある。「一般的に無認可＝悪いと思われがち」という記述からも、頑張っても認めてもらえないという思いが伝わり、保育士としての誇りややりがいがないように感じられる。

処遇改善が進まない要因のもう1つは委託化である。院内保育所の設置主体は89.8%(89.6%)が「病院」であるが、運営主体では「病院」が38.2%(39.6%)、「企業」が42.7%(36.0%)である。

2012年度には63%だった病院運営は年々企業委託へと進み、最近では最初から委託での保育所設置がされるようになってきた。

夜勤・交替制労働者確保策として、病院の都合に合わせた長時間・休日・夜間・24時間・病児病後児など多様な保育が進められていくのも委託化が進む要因といえるのではないだろうか。

病院等からすれば運営に伴う煩雑な業務からの解放と、経済的負担が軽減する「メリット」で選択しやすい状況にある。しかし当然ながら、保育士の賃金や処遇は直営より低下し、雇用不安も増大する。自由記載には、「保育園を運営する業者が3～5年ごとに変わり、同じところで働き続けられるのか、更新時には気が休まらない。院内保育所の職員も病院で雇ってほしい」と、委託先が変わることへの不安の声がいくつも寄せられていた。

良質な保育を守るためにも直営を原則としながら、引き続き雇用の継続と働くルールの確立、賃金・労働条件の改善を求める運動を強めていく必要がある。

6. 新型コロナと向き合う保育現場

全国に発令された第1回目の緊急事態宣言時、一斉休校が叫ばれる中、院内保育所が休園することはなかった。医師や看護師、医療現場のスタッフがコロナと必死に向き合い医療崩壊を食い止めることができた1つの要因には、子どもを預ける院内保育所の存在があったと言える。その院内保育所の現状を調査した。

コロナ禍の勤務について、精神的負担を強いられている施設が69.4%にのぼった。どこまで感染対策を徹底すればいいのか分からない不安と、医療従事者の子どもを預かっているという偏見から、どこにも出かけられないストレス、子どもや職員のちょっとした体調変化に不安になるなど、自由記載から精神的に追い込まれている現状が見てとれた。また、コロナの感染拡大から1年以上経っているにもかかわらず、いまだ衛生資材が不足していると回答している施設が1割にのぼった。マスク・消毒液等の配布について、「認可外は後回しになり衛生資材に不足が生じ、自園で購入するしかない」「衛生資材にお金がかかり、他の保育材料が買えない」などの声があった。自治体によって格差が生じている現状があり、感染拡大を防止するためにも、平等な対応を



国立病院機構長良医療センターどんぐり保育所
年長さんの金峰山(標高329m)登山(岐阜県岐阜市)

求めていく必要がある。

新型コロナによって「業務負担が増えた」と回答した施設は約5割にのぼり、その一方で病院経営の厳しさからか、一時金が削減されたところが1割にのぼった。削減率は平均0.6カ月で1人あたり10万円程度の削減になったと考えられ、頑張っている人が報われない状況となっている。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療・介護従事者に向けた国からの慰労金支給については、「支給された」が41.4%だったが、「該当しない」や「申請したが支給されなかった」が合わせて3割にのぼった。そもそも対象になると思っていない施設が多かったのではないだろうか。自由記載には、「院内保育所なのに医療従事者関係から除外されている。慰労金もワクチン接種からも除外、預かっている子どもはすべて医療従事者の子どもなのに」という不満の声が寄せられていた。院内保育所があつてこそ、安心して医療従事者は患者に向かうことができている。だからこそ「院内保育所の職員もすべて医療従事者」として位置づけ、いのちを守るために格差も差別も許さない運動を作り上げていくことが重要である。

今回の調査では、病院との連携に不安を持っている記述がみられた。「コロナ受け入れ病院で、保護者(医療従事者)が濃厚接触になった場合の病院からの連絡不足」「子どもを散歩させていたのが、コロナ患者の受け入れ道だった」など、病院と情報共有が図られていない状況があつた。そうした事例は委託された院内保育所に多くみられた。

7. 保育の質の向上と充実を求める取り組み

この間、国による医療・介護・福祉の抑制政策の下で、効率最優先の政策が推し進められ、慢性的な人員不足の放置と保健衛生行政の縮小・再編が行われ、それが長引く新型コロナウイルスの感染拡大の中で、保健所の業務を圧迫させ、医療現場をひっ迫させ、医療崩壊を現実のものたさせている。

脆弱な日本の医療体制がギリギリのところまで踏ん張れている要因の1つに院内保育所の存在は欠かせない。全国一斉休校の際も、原則休園とされていた緊急事態宣言下でも、利用者である医療従事者の子どもを預かる院内保育所は通常の保育を継続していた。そればかりか、小学生や休園になった保育所の子どもたちをも受け入れていた。保育施設は職員と子どもの密集・密着・密接が避けられない場所でもある。その中で、感染防止対策を徹底する苦労は並大抵ではない。「一般的なマニュアルでは対応できない」との声もあつた。もし、院内保育所が新型コロナによって閉園するようなことにでもなれば、医療現場の最前線でたたかう医療従事者が勤務できない事態に陥ってしまい、たちまち現場は人手不足で立ち行かなくなることは容易に想像できる。コロナ禍を経験した今だからこそ、面積や職員の配置基準など低すぎる保育基準を見直すことと合わせて、医療の最前線でたたかう医療従事者を支える院内保育所の意義と役割をあらためて見直し、早急に改善すべきである。